

## 唐津市監査委員告示第1号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年3月16日

唐津市監査委員 岡本 秀樹

唐津市監査委員 進藤 健介

# 財政援助団体等監査に係る措置状況報告書

監査期間：平成27年12月15日

一般社団法人唐津観光協会

## 一般社団法人唐津観光協会

### 1 不適切な事務処理について

ア 平成 26 年 5 月 30 日に開催された平成 26 年度一般社団法人唐津観光協会通常総会（以下「総会」という。）にて専務理事の設置が承認され、9 月 5 日の臨時総会にて専務理事の就任が承認されている。

しかしながら、7 月 1 日からは公募により決定した専務理事が事務を行っており、同協会の事務局規程第 11 条に規定する別表第 2「事務の決裁区分」に専務理事の決裁項目の規定がないにもかかわらず、7 月以降の支出の伺い書のほとんどが専務理事で決裁され、また、起案においても、文書管理規程第 6 条第 3 項で定める「起案文書の様式」（別紙様式 1）に専務理事欄を追加し、専務理事で決裁されていた。

イ 「東京駅の設計者辰野金吾のふるさと唐津観光キャンペーン唐津市の観光 P R 出展」のための出張命令が平成 26 年 7 月 15 日に起票され、事務局長が東京へ出張している。

この出張において、同協会の旅費規程第 3 条第 2 項によると出張者が部長以上の場合は会長が発すとあるが、同規定別表 1 の規定では部長と同列とされている事務局長の出張命令が専務理事により決裁されていた。

また、同表によると事務局長の日当は 2,600 円とあるが、旅費支出明細書（兼）領収書には日当 2,200 円×3 日=6,600 円と記載されており、積算額が誤っていた。

ウ 管理費の予算科目では、印刷製本費と消耗品費が区別されていることから、それぞれの科目で支出する必要があるが、業者から受領した請求書において消耗品費と印刷製本費が 1 枚の請求書で請求されていたものがあり、当該支出の際に科目を分けることなく全額が印刷製本費から支出されているものがあった。

エ 領収月日が未記入の領収書や伝票の決裁者の印がないものなどがあった。

オ 平成 26 年度において、唐津くんちカレンダーの仕入費を誤って委託費に計上したため、商品仕入費が前年度の 5,118,490 円に対し 602,411 円と、4,516,079 円の大幅な減少となり、そのため、商品売上高から売上原価（期首棚卸高＋商

品仕入費（期末棚卸高）を差し引いた売上総利益が前年度の 377,232 円から 2,434,599 円へと大幅に増加していた。

売上総利益は商品の在庫管理に直接的に関わる数値であるため、適正な経理処理をされたい。

### （講じた措置） どう解決したか

アの専務理事選任については、通常総会にて理事会での承認の決議を得ていたものの、総会決議を理事会決議承認では認められないとの法務局からの回答があり、9月の臨時総会での承認となった。今後は、このようなことが起きないように、注意を払い適正な事務を行うこととする。また、規程については、整備ができておらず、決裁権者が明確になっていなかったため、早急に事務局規程の見直しを行い、改正を行うこととする。

イ～オについては、会計事務処理において特に注意が必要であることを再認識し、伺書作成時、決裁時等において関係職員のチェックを入念に行うこととした。

## 2 不適切な会費の管理について

会費の収納状況について監査を行ったところ、過年度における未収会費の年度毎の額や累計額、またそれらの収納状況が正確に把握されていなかったため調査した結果、直近3年間の納入実績等は、次表のとおりであった。

	(予算) 当初予算額	会員数	会費調定額	(決算)		(決算) 未収会費計上額
	(円)			(円)	実収納額	
平成26年度	7,562,000	295	7,462,000	7,096,000	42,000	408,000
平成25年度	7,658,000	289	7,188,000	7,558,000	510,000	0
平成24年度	8,058,000	290	7,800,000	7,294,000	162,000	528,000

上表のうち会費調定額と実収納額、未収会費計上額の差し引きが一致しない年度については、今後納入が見込まれる予想額を未収会費として計上しているためであり、年度当初の調定額に対する未収会費の額でないためである。

また、前述したとおり過年度の未収会費の累計額を把握していないため、これ

まで決算書に当該額を計上していないが、原則として未収会費は、欠損処理を行ったもの以外全額を計上すべきであると思ふ。

会費収入は、観光協会の自主財源の根幹を成すものであり、唐津市や玄海町から支出される運営費補助金の額を大きく左右するものでもあるため、適正かつ適切に管理されたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

会費における欠損処理及び未収会費の計上に関しては、会計規則に基づき適正な事務手続きを行うこととした。

### 3 決算データ管理の不備について

平成 24 年度から 26 年度までの決算書について監査を行ったところ監査委員に提出された決算データと観光協会のホームページに掲載されたデータの数値に一致しない箇所が多く見られた。

これらの数値の不一致の原因は、次のとおりである。

ア 平成 24 年度貸借対照表及び正味財産増減計算書については、平成 25 年度総会にて承認後、佐賀県の指導により法改正に基づく認可法人の移行に伴う決算書の科目振替処理の必要が生じたため、平成 26 年度総会にて修正案を提案し承認を得ていたが、ホームページ掲載データは当初掲載のデータのまま放置していた。

イ 平成 25 年度及び平成 26 年度正味財産増減計算書については、総会では正しい数値での決算書で承認を受けていたが、ホームページ上には決算書作成時における最終データの校正前のものを誤って掲載していた。

ウ 唐津市監査委員に対し提出した資料については、同協会職員が保存していた作業途中のデータを誤って提出していた。

以上、事務手続き上の誤りである旨の説明を受けたが、これらの単純ミスが重なったために決算データの信憑性の掌握に手間がかかり、今回の監査事務が混迷したことは、監査委員として甚だ遺憾である。

特に、同協会のホームページ上に公開されていた決算データが総会で承認を受けたものではなく、修正前のもや作業途中のものを誤って掲載してしまったという人為的なミスについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 128 条の規定により定時社員総会の終結後遅滞なく決算に関する計算書類等を公告する義務が課せられているという認識が不足していると言わざるを得ない。

今後は、公告後に掲載データの誤りが判明した時点で速やかに是正するなど、適正かつ適切な事務処理を行うよう改善されたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

これらの会計に関するミスに関しては、何度も確認作業を行うこと、また、決算事務を見てもらっている税理士事務所にもこのことを伝え、税理士事務所においても当事者以外のチェックを行うこととした。ホームページの公告については、公告後に誤りが判明した場合は速やかに是正することとした。

#### 4 平成 26 年度村田英雄音楽祭事業費の収支報告書の誤りについて

標記事業については、実行委員会組織により総事業費 2,244,858 円で実施されており、そのうち補助金として 1,000,000 円が本市から交付されていた。

実行委員会の主たる事務が唐津観光協会相知案内所で実施されていたため監査を行ったところ、本市に提出した実績報告書において、事業者からの請求書の内訳に記載された音響等の委託費及びポスターチラシ製作費の合計は 600,000 円であったにもかかわらず、補助対象事業費としては音響等の委託費 400,000 円、ポスターチラシ製作費 600,000 円の計 1,000,000 円が計上されていた。

平成 26 年度唐津市観光イベント事業補助金交付要綱第 3 条では、イベント事業に要する経費として柔軟に対象経費を設定できるよう規定されており、他経費を含めて再計算すると 1,000,000 円を超えるため結果的に補助金交付額に変更がなかったと判断できるが、実績報告書明細の記載誤りは当該交付額に影響することもあるため、請求書明細と齟齬しないよう適切な事務処理をされたい。

### (講じた措置) どう解決したか

会計書類に関しては、補助対象経費と請求書との齟齬がないよう入念なチェックを徹底することとした。

## 5 平成 27 年度唐津観光協会広域観光事業助成金の交付事務について

これまで本市が直接補助金を交付していた観光イベント事業については、平成 27 年度からは観光協会を通じて事業費の助成を行うこととされた。

そのため同協会において平成 27 年度唐津観光協会広域観光事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し助成事業が実施されていたが、監査を行った平成 27 年 12 月時点で不適切な事務処理が散見された。

当該事業の実施において、同協会にとって事務処理が不慣れであることは理解するが、当該助成金については本市からの補助金が 100% 充当されており、唐津市補助金等交付規則の適用を受けるもので適切に管理しなければならないものであることは言うまでもない。

したがって、同規則第 2 条に基づき助成金の原資が市税その他の貴重な財源であることに特に留意し、事業が助成金に頼らず実施できるよう自立を促しながら効率的かつ適正に行われる必要があることを念頭に、本市担当課の指導の下、事務を執行すべきところであるが、一方で助成金を受ける実行委員会の事務局組織が唐津市役所の市民センター内に設置されているものがあるなど、本市が助成金の事務を指導する立場にありながら助成金の交付を受け、観光協会から指導される立場になるなどといった逆転現象が生じていることとなっている。

このことは、早急な改善が必要であると思料する。

なお、助成事業の個別の指摘事項は、次のとおりである。

### (講じた措置) どう解決したか

唐津観光協会広域観光事業助成金の交付事務については、助成金の原資が市税その他の貴重な財源であることに特に留意するとともに、唐津市観光課と協議しながら、適切な交付事務を行うことができるよう努める。

## ア 実績報告書について

要綱第 10 条では、助成対象事業が完了したときは 30 日以内に事業実施報告書、決算書等を観光協会の会長宛てに提出することとなっているが、既に事業が完了し、相当期間経過しているにもかかわらず実績報告書の提出がされていないもの、提出はされているものの当該報告書の收受処理がされず、単に簿冊に綴られているだけのものが複数あった。

実績報告書の受領後は、その内容を精査し、決裁者の決裁を経て対象事業の一連の処理が完結するものとして処理されたい。

### (講じた措置) どう解決したか

実績報告書の收受処理については、再度事務処理の流れの周知徹底を行うこととした。

## イ 助成金の使途について

提出された実績報告書に添付された領収証等の証拠書類の審査等が適切に行われていなかったため、次のような不備が見られた。

### ① ぼたん芍薬まつり事業

イベント告知の広告料 48,600 円が支出されているが、請求書に記載された宛名は標記事業の実行委員会宛てではなく「唐津市役所肥前支所産業課」となっており、債務者が異なっていた。

その他領収証においては、「会場消耗品費一式 32,959 円」と、使途不明なものがあった。

### (講じた措置) どう解決したか

今後、実績報告書に添付された領収証等の証拠書類の審査等に間違いのないよう適切に行うこととした。

間違っていた宛名については、差し替えを行った。また、「会場消耗品費一式」となっている領収証においては、明細を添付した。



## ② 玉島川鮎まつり事業

平成 27 年 10 月 11 日（日）に標記事業が開催されているが、同事業に対する助成金については、同年 10 月 2 日付けで申請書が提出され、同日付けで交付決定が行われていた。

交付決定日から事業の実施日まで 10 日間という短期間では、助成金の交付決定日以前に支出された経費について助成対象外となることがあるため、事業実施日前の適切な時期に申請を行うよう指導されたい。

また、交付決定の際、概算払にて 10 月 15 日に助成金を交付することとし、観光協会から同日実行委員会に助成金が振り込まれていたが、当該鮎まつり事業は前述のとおり 10 月 11 日（日）開催のため、支払時期としては、支払事実の到来後である事業実施後の不適切な支出となっていた。

その他実績報告書に添付された領収証において、購入品の把握が困難なもの、人件費の支出に関しては、アルバイト代 3 名分 15,000 円の支出の相手方が不明なもの、4 名の賃金計 470,000 円の支出額の内訳（1 日当たりの賃金額、日数等）が全く把握できないものなど、証拠書類として使途内容が不明な不適切なものがあった。

### （講じた措置） どう解決したか

実行委員会へは、適切な時期に申請を行うこと、また、事業実施後の支払いに関しては、実行委員会からの請求時期が事業実施後となっていたためであり、このことについても適切な時期に請求を行うよう指導した。

領収書に関しては、購入品の把握が困難なものについては、明細を記載した領収書を、相手方が不明な領収書には、当事者個人からそれぞれ領収書を、また、4 名の賃金分に関しては、確認できる内訳書を提出してもらった。

## 6 浜崎祇園山囃子保存会館の指定管理業務について

### ア 指定管理委託料の実績報告について

平成 26 年度の指定管理業務の収支において、唐津市に提出された報告書の額

と観光協会の決算書では、次表のような差異があった。

【収入額】 (単位:円)

	市報告実績額(A)	観光協会決算書 計上額(B)	差額(A-B)
指定管理委託料	3,024,000	3,024,000	0
保存会館使用料	22,830	22,830	0
預金利息	68	83	△ 15
計	3,046,898	3,046,913	△ 15

【支出額】 (単位:円)

	市報告実績額(A)	観光協会決算書 計上額(B)	差額(A-B)
人件費	2,154,495	2,154,495	0
施設費	400,989	400,989	0
事務費	275,309	275,324	△ 15
役務費	116,016	116,016	0
租税公課(消費税)	167,400	100,089	67,311
計	3,114,209	3,046,913	67,296

上記金額の差異については、同協会全体収益事業に占める当該会館の受託事業における消費税按分額を報告額に加算したためということであったが、唐津市からの委託金には消費税相当額が含まれているため、本市への実績報告額と同協会決算書の計上額は、同額となるべきである。

(講じた措置) どう解決したか

決算書については、実績報告書と整合性をとることとする。

イ 指定管理業務委託料と唐津観光協会浜玉観光案内所運営費の関係について

浜崎祇園山囃子保存会館(以下「会館」という。)内には、平成9年から旧浜玉町観光協会事務所が、唐津観光協会へ合併後は同協会浜玉観光案内所が設置され、さらに平成18年度からは観光協会が会館の指定管理者となっているため、現在は会館と同協会浜玉観光案内所の2つの機能を持つ施設となっている。

これらの事情を踏まえ会館の運営費について監査を行った結果、光熱水費、電話代、コピー使用料をはじめとする施設の運営経費の全額が指定管理委託料から支出されている状態であった。

これらは会館運営に必要な経費か、あるいは同協会浜玉案内所の運営経費であるのか判断が難しいところもあるが、指定管理委託経費として積算されているもののうち、同協会が自らの備品として設置したテレビの受信料は、明らかに指定管理委託料で充当すべきものではないと考えられ、以上の理由から本市から支出されている当該指定管理委託料は、実際は過大な支出状態にあると言える。

したがって観光協会としては、本市に対する指定管理委託料の積算や年度終了後の決算の報告では、同協会の運営経費と公の施設の指定管理者としての管理経費を経費按分するなど区別して市に報告すべきである。

#### (講じた措置) どう解決したか

当協会浜玉観光案内所が設置されている浜崎祇園山囃子保存会館の施設としての特徴は、地域における観光振興、各種イベント情報の発信を通じて、地域づくりを進めることを目的としており、当協会としては、この施設の目的に基づき、施設管理だけではなくイベント情報の発信を行うことは勿論、当協会事業の観光振興を果たすことも業務としている。

その上で、光熱水費、電話代などは指定管理業務の経費の一環であるとの認識ではあるが、経費の区別については、適切な支出となるよう唐津市と協議する。また、テレビについては休止の手続きを行った。

#### ウ 施設の開館時間について

唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例施行規則第 2 条によると、会館の開館時間は午前 9 時から午後 10 時となっているが、実際の施設の開館時間は、夏期が午前 9 時から午後 6 時、冬期は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とし、夜間は施錠している。

一方、本市が示した指定管理者募集の仕様書では、開館時間は、夏期が午前 9 時から午後 5 時 45 分、冬期は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分と指示されており、いずれも一致していない。

また、施設の利用状況を見ると、来館者は年間 1,208 人で 1 日平均 3.4 人、会議室に至っては年間 972 人で 1 日平均 2.7 人の利用となっており、夜間に関しては会議等の利用以外できないため、実態に合った開館時間の変更が必要であると思ふ。

早急に市と協議されたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

開館時間については、観光協会事務所としての開館時間ではなく、市の公の施設の指定管理者として運営を行うための開館時間となるよう適切な時間を設定することとして、唐津市と協議する。

### 7 からつ観光協議会について

産業界、市民及び行政が一丸となって観光のまちづくりを行うため平成 26 年 8 月に標記協議会が 3 年を 1 期として設置され、地域の潤いを持続させることを目指して観光戦略を策定し観光戦術を実践するため、それぞれの役割に応じて「キーパーソンチーム」、「プロジェクトチーム」及び「観光未来塾チーム」が組織され活動が開始された。

活動経費について監査を行ったところ、それぞれの会議において唐津の特産品を認識するためにお菓子を提供しているが、その件に関する事項は議事録等において記録されておらず、また会議の中で検証された形跡もないため、そもそも提供する必要があったのか疑問である。

また、平成 27 年 1 月から唐津駅構内の一室を協議会専用の会議室として借りているが、4 月から 7 月までの間にプロジェクトチーム会議のために 3 回使用されただけで有効利用されているとは言い難い状況であった。

平成 26 年度に発足した同協議会は、事業内容も試行段階の状況にあると言えるが、運営費が本市からの補助金でまかなわれている以上、実効性のある観光戦略を打ち出し、各種団体の連携の下、協議会の目的が達成できるよう努められたい。

### (講じた措置) どう解決したか

会議において唐津の特産品を提供していることに関しては、情報発信における新しいパッケージの在り方を検討する材料として、また、広く特産品の認識を高める上において必要だと判断したが、会議録において特に検証の部分を記載していなかったことは不十分であった。今後は、特産品における一定の認識は高まったことから、会議においては提供しないこととした。

会議室使用に関しては、公式的な議事録に記載されている以外にも、打合せ及び準備作業においても使用しているため、会議室使用台帳などを作成して適切な管理を行っていくこととする。

また、この事業に関しては、各種団体との連携を強化し、唐津の新たな観光の一助となるために、からつ観光協議会の円滑な事業実施と観光戦略の構築を行うこととする。